

個人用傷害所得総合保険 改定のご案内



個人用傷害所得総合保険

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。

損保ジャパンでは、個人用傷害所得総合保険（THE カラダの保険）について、以下のとおり改定を実施いたします。本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただけますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1 弁護士費用特約の新設

2023年10月以降
保険始期契約から
セット可能

日常生活におけるトラブル増加に伴う弁護士相談ニーズの高まりに広く対応すべく、
弁護士費用特約を新設します。

特約の概要

被保険者が負担された次の費用をお支払いします。

■紛争解決弁護士費用

被保険者が、保険期間中に発生した被害事故^(※1)、人格権侵害^(※2)、借地または借家に関する各トラブル^(※3)を解決するために、弁護士などに委任したことにより負担された費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用を保険金としてお支払いします。

保険金の種類	お支払いする保険金
紛争解決弁護士費用保険金	1回の事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度にお支払いします。
紛争解決法律相談・書類作成費用保険金	1回の事故につき、被保険者1名あたり10万円を限度にお支払いします。

■刑事弁護士費用

日本国内で自動車（原動機付自転車を含みます）を運転中の事故などにより被保険者が他人にケガをさせた場合などに、刑事事件の対応を行うために支出された弁護士費用^(※4)や、弁護士への法律相談費用などを保険金としてお支払いします。

保険金の種類	お支払いする保険金
刑事弁護士費用保険金	1回の対人事故につき、被保険者1名あたり150万円を限度にお支払いします。
刑事法律相談費用保険金	1回の対人事故につき、被保険者1名あたり10万円を限度にお支払いします。

(※1) 盗取、詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由については、警察への届出を行ったものにかぎります。

(※2) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。

(※4) 相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎります。



例えばこのような場合に
お支払いの対象となります。

■紛争解決弁護士費用

路上歩行中に他人が運転する自転車に衝突され、ケガをした。（被害事故）

こどもが隣の席のクラスメイトからいじめにあい、登校拒否の状態になり、精神的苦痛を受けた。（人格権侵害）

アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。（借地または借家）

■刑事弁護士費用

自動車を運転中に歩行者を轢いてケガをさせ、起訴された。



例えばこのような場合は
お支払いの対象となりません。

医療ミスによる被害事故に関するトラブル

顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

離婚調停に関するトラブル

遺産分割調停に関するトラブル

<弁護士費用特約における被保険者の範囲>

紛争解決弁護士費用	刑事弁護士費用
(1) 記名被保険者 (2) 記名被保険者の配偶者 (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	(1) 記名被保険者 (2) 自動車等を使用または管理中の次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者の配偶者 イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

セット可能なプラン

傷害・所得プラン、まも〜るプラン、こどもプラン、役員プラン

保険料

月額**884円**(※)

(※) 次の条件で保険料を算出しています。
支払方法: 口座振替・分割払

弁護士費用特約の付帯サービス

弁護士費用特約をセットされた皆さまにご利用いただける無料のサービスです。

弁護士紹介サービス

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。
お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

被害事故・嫌がらせ相談窓口

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際には、お名前、証券番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注1) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注2) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 携行品損害特約の改定

2023年10月以降
保険始期契約から

携行品損害特約をセットしている契約のうち夫婦型、家族型、家族型(配偶者対象外)の場合に、1〜3%程度保険料を引き下げます。

お手続きについて

新たに特約をセットしたい

ご契約の満期日までに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

補償内容を見直したい

なお、「安心更新サポート特約」に基づき自動継続される場合、保険契約継続証等は満期日の属する月の前月20日以降に順次送付されますが、満期日までにお申し出いただければ継続後のご契約の保険始期から契約内容の変更が可能です。

★「THE カラダの保険」は個人用傷害所得総合保険のペットネームです。

★このご案内は、個人用傷害所得総合保険の改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。
なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

(下記の連絡先、もしくは「傷害・所得補償保険更新のご案内」に記載の取扱代理店までお問い合わせください。)